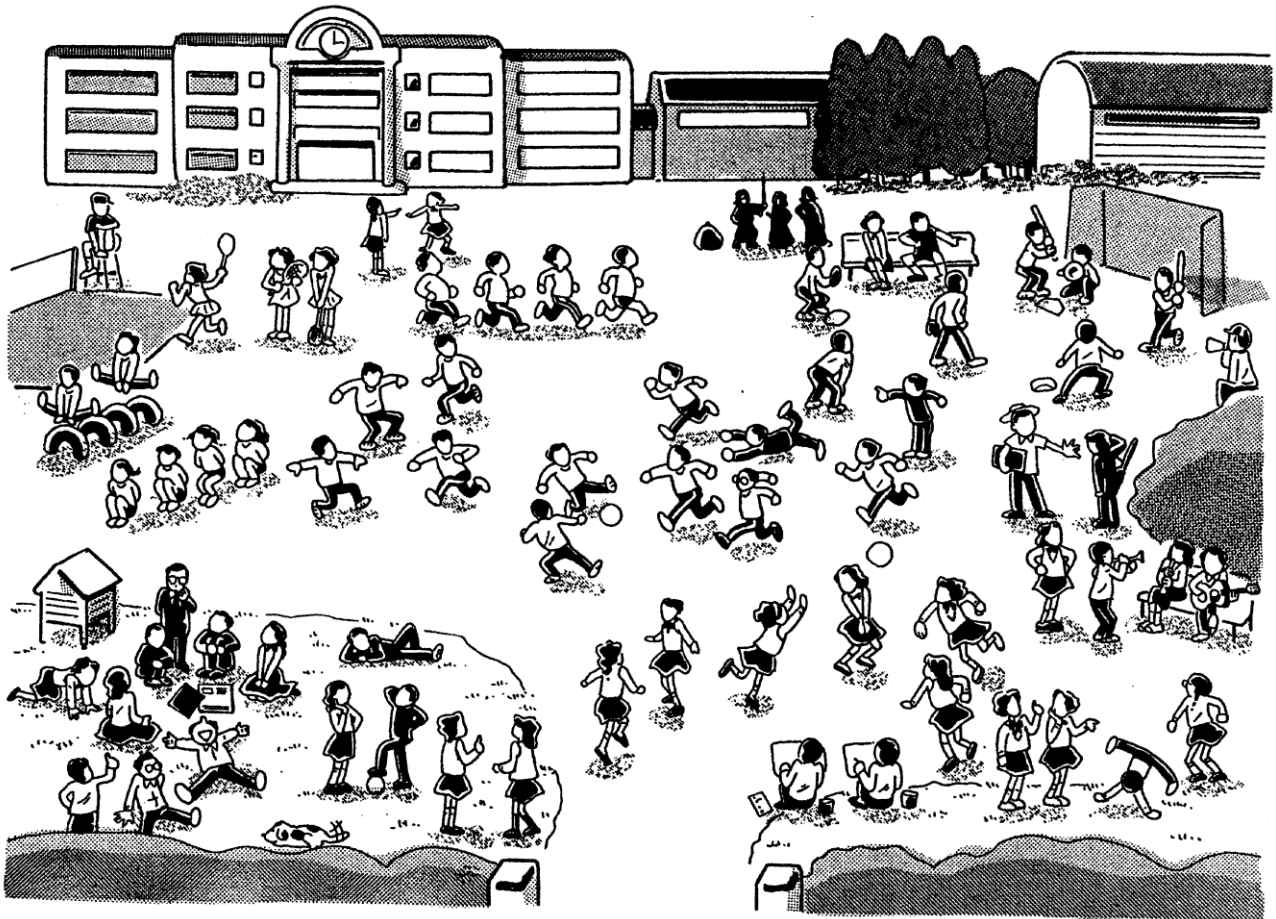




福井市川西中学校

# *Our School Life*



1 年      組      番

2 年      組      番

3 年      組      番      氏 名

## 目 次

|                  |          |
|------------------|----------|
| 川西中学校の教育目標       | P. 3     |
| 川西中学校の生徒指導年間指導目標 | P. 3     |
| 川西中学校校歌          | P. 4     |
| 川西中学校生徒会会則       | P. 5～9   |
| 川西中学校の生活規定       | P. 10～12 |
| 自転車通学規則          | P. 13    |
| みんなで守ろう          | P. 14～15 |

川 西 中 学 校 の 教 育 目 標

『確かな学力と豊かな心、健やかな心身を持った生徒を育てる』

校訓 自主・明朗・節度

各 月 ご と の 生 活 目 標

| 学期          | 月       | 月 目 標                           | 努 力 事 項                                       |
|-------------|---------|---------------------------------|-----------------------------------------------|
| 一<br>学<br>期 |         | 基本的な生活習慣を身につけよう                 |                                               |
|             | 4<br>月  | 時間を守ろう                          | ○登校，授業，清掃，朝の会・帰りの会等の開始と終了の時間の厳守               |
|             | 5<br>月  | あいさつを励行しよう<br>言葉遣いを考えよう         | ○朝・帰りのあいさつ，来校者へのあいさつ<br>○先生や友だちに対する言葉遣い       |
|             | 6<br>月  | 正しい服装をしよう<br>衛生に気をつけよう          | ○衣替え時の正しい服装，名札，スックのはき方<br>○梅雨時の衛生的な生活         |
|             | 7<br>月  | 学習・生活の<br>振り返りをしよう              | ○学習面，生活面からの学期中間の反省と評価<br>○夏休みに向けての生活設計        |
|             | 8<br>月  | 目標を持って<br>夏休みを過ごそう              | ○課題への計画的な取り組み<br>○規則正しい生活 ○校外での過ごし方           |
|             | 9<br>月  | 学校祭を成功させよう<br>落ち着いて<br>授業に取り組もう | ○一人一役，協力，責任感<br>○学校生活のリズムの回復（登下校時間・あいさつ・授業など） |
|             | 10<br>月 | 1学期の<br>締めくくりをしよう<br>身なりを整えよう   | ○学習面，生活面からの1学期の反省と評価<br>○衣替えなど服装を整える          |
|             |         | 豊かな心を養い自主的な態度を身につけよう            |                                               |
|             | 11<br>月 | 思いやりの心を育てよう<br>集団生活を見つめよう       | ○友だちや上級生，下級生との人間関係<br>○家庭，学級，学校での自己の役割と責任     |
| 二<br>学<br>期 | 12<br>月 | 自己を見つめ，<br>目標を持とう               | ○進路・学習面，生活面，部活動等での<br>目標を持った取り組み              |
|             | 1<br>月  | 希望に満ちた<br>生活をしよう                | ○新しい年への心構え，実行                                 |
|             | 2<br>月  | 感謝の気持ちを持ち<br>行動しよう              | ○奉仕的作業への取り組み<br>○公共物を大切にする心                   |
|             | 3<br>月  | 有終の美を飾ろう                        | ○学習面，生活面からの一年間の反省と評価<br>○次の学年に向けての目標          |

川西中学校

# 校歌

のびのびと

♩ = 96 ~ 108

松本 重真 詞  
石 術 真 礼 生 曲

1. ゆ き を い た だ く 山 な み は る か に 天 か け る  
2. む ら を う る お す 流 れ は ゆ た か に 胸 た ぎ る

の ぞ み は て な し い き ー の 日 の い の ち の か き り と  
ね が い は て な し い き ー の 身 の ち か ら の ち か り と

も に ば げ ま ん ー ん み ど り の い の か の わ れ ら が ま  
も に つ く さ ー ん あ か き い ら か の わ れ ら が ま

1. な び  
2. や

1. 生 き の 身 の  
2. 力 の 極 み

1. と も に は げ ま ん  
2. と も に つ く さ ん

1. 緑 の 丘 の  
2. 赤 き い ら か の

1. わ れ ら が 学 び 舎  
2. わ れ ら が 学 び 舎

## 校歌

雪をいただく  
山なみはるかに

天かける  
望み果てなし

生くる日の  
命のかぎり

ともにはげまん

緑の丘の  
われらが 学び舎

むらをうるおす  
流れはゆたかに

胸たぎる  
願い果てなし

生きの身の  
力の極み

ともにつくさん

赤きいらかの  
われらが 学び舎

# 福井市川西中学校生徒会会則

## 第1章 総 則

第1条（名称） 本会は福井市川西中学校生徒会と名づける。

第2条（資格） 本会は全生徒を会員とし各先生を顧問とする。

第3条（目的） 本会は先生の指導と助言を受けて積極的な自主的活動を行い，川西中学校の発展と，生徒自身の人格の養成をはかる。

第4条（学校との関係）

生徒会のすべての活動は，学校長の承認，又は職員会の助言を必要とし各役員は活動の結果を直接，又は顧問の先生を通じて学校長に報告しなければならない。

第5条（権利と義務）

会員は次の権利と義務をもつ。

- ＜権利＞
  - 1 選挙権・被選挙権・罷免権
  - 2 生徒会活動への参加
  - 3 総会・学級活動・その他の会議における発言
  - 4 すべての会議での傍聴，ならびに議長の許可を得ての発言
- ＜義務＞
  - 1 会則および生徒会の決定の遵守
  - 2 生徒会その他の行事への積極的協力
  - 3 会議への出席
  - 4 会費の納入

第6条（組織） 本会は目的を達成するために次の機関をおく。

- (1) 生徒総会      (2) 執行部会      (3) 中央委員会
- (4) 専門委員会      (5) 学級会      (6) 生徒集会

## 第2章 生 徒 総 会

第7条 生徒総会は生徒会長が招集し，毎期の始めと終わりに定期総会を開く。ただし，次の場合には臨時総会を開くことができる。

- (1) 中央委員会が必要と認めた場合
- (2) 会員の**4分の1以上**の要求があった場合

第8条 生徒総会は全会員の**5分の4以上**の出席で成立し，その議決は出席者の多数決による。

第9条 生徒総会の議決はその他の議決に優先する。

第10条 生徒総会の役員は中央委員会の役員が兼任する。

第11条 生徒総会は次の事項を行う。

- (1) 予算案の決定      (2) 決算の承認      (3) 会則の修正
- (4) 執行部その地よりの提案事項の決定

第12条 議長は生徒総会の召集と議題を2日前に告示しなければならない。

### 第3章 中央委員会

- 第13条 中央委員会は執行部役員，各専門委員長および各学級会の代議員で構成する。
- 第14条 中央委員会は生徒総会につぐ議決機関で生徒会活動についてのいろいろなことがらを討議決定する。
- （1）生徒会活動の計画の立案
- （2）予算原案の決定
- （3）執行部，各専門委員会，各学級よりの提案事項の審議決定。
- 第15条 中央委員会は会長が必要と認めた時に開く。
- 第16条 中央委員会は4分の3以上の出席で成立し，その議決は出席者の多数決による。
- 第17条 中央委員会には次の役員をおく。
- （1）議長2名 （2）書記2名
- 第18条 議長・書記は執行部の各係が兼任する。
- 第19条 中央委員会の役員の任務は次の通りとする。
- （1）議長はこの会の議事運営を総括し，その議決において賛否同数の時は議決の責任を負う。又中央委員会の議題を3日前に連絡しなければならない。
- （2）副議長は議長を助け，議長に事故のある時はその役を代行する。
- （3）書記は会議の記録をとり，保管する。

### 第4章 執行部会

- 第20条 本会は次の役員をおく。
- （1）会長1名 （2）副会長2名 （3）書記2名
- （4）会計1名 （5）各専門委員長（随時）
- 第21条 前条の役員で執行部を構成し，月1回以上の執行部会を開き，会議の運営や生徒会活動などの企画を行なう。ただし，必要に応じて執行部会には，各専門委員長を召集できるものとする。
- 第22条 会長・副会長は全会員の投票により選出され，書記・会計は，正・副会長が任命する。
- 第23条 役員の任期は2期制とし（1学期4月～9月，2学期10月～3月），再選を妨げない。正・副会長の選挙は同期前の4週間以内に実施しなければならない。
- 第24条 役員の任務は次の通りである。
- （1）会長は生徒会を代表し，生徒総会・中央委員会を招集し，他の役員に指示し，これらの会の目的達成のための活動を行う。
- （2）副会長は会長を助け，会長に事故のあった時はこれを代行する。
- （3）書記は生徒総会・中央委員会など各会の議事の記録を取り，その他の一般的事務並びにその記録を取る。
- 第25条 生徒会長・副会長が転校・辞任または業務不能の時は，会則第4章第22条に基づき補欠選挙を行う。

第26条 役員は全会員の4分の1以上の要求がある場合には、選管を通して投票の多数決により罷免される。

## 第5章 専門委員会

第27条 専門委員会は、次の6委員会を設け学級と綿密な連絡を取り、各種の活動計画を立案し実践する。ただし、必要に応じて中央委員会の承認の上、特別委員会を設けることができる。

- (1) 美化・給食 (校舎内外の清掃・整備・営繕・給食関係・掲示)
- (2) 図書 (図書の購入保管・整理・貸し出し、読書指導)
- (3) 保健 (衛生・看護・保健活動)
- (4) 体育 (体育的諸行事の主催)
- (5) 情報 (情報教育推進, ICT機器の保守・管理, 校内放送)
- (6) 選挙管理・掲示・生活・安全 (代議員が兼務する)

第28条 専門委員会は各学級より出された生徒で構成し、委員長は、執行部の指名により、学校長が認証する。

第29条 選挙管理委員長は、代議員会長が兼任し、学校長が承認する。

第30条 委員長は中央委員会に出席する。

第31条 委員長は常に会長と連絡を密にし、会長の勧告があった時は委員会に図って活動しなければならない。

第32条 委員長は各委員会の議事を運営する。

第33条 各専門委員会は各々の活動・企画を行うために毎月定例委員会を開くことを原則とする。

## 第6章 学級会

第34条 学級会は各学級の生徒で構成する。

第35条 学級会は必要に応じて随時開く。

第36条 学級会に次の役員をおく。

- (1) ホーム長 (2) 美化・給食 (3) 図書 (4) 保健
- (5) 体育 (6) 情報 (7) 選挙管理 (ホーム長が兼務)

第37条 学級会の役員選出決定は次の通りとする。

- (1) 学級会の各役員は立候補または学級会の選挙により選出し、学級担任の認証により決定する。
- (2) ホーム長については、学校長の承認も必要とする。
- (3) 選挙管理を除く各役員の兼任は認められない。

第38条 学級会に当番をおき交代にて各学級会の関係場所の整備, 美化, 備品整理, 各役員の補助的活動および学級日誌を記入する。

## 第 7 章 生 徒 集 会

- 第 39 条 生徒集会は会員のお互いの親睦を深め、生徒会活動を全会員が認識する上で必要な時、学校長の許しを受けて開くことができる。
- (1) 学習研究発表会 (2) 講話講演会 (3) 弁論会 (4) 体育的行事  
(5) 新入生を迎える会 (6) 卒業生を送る会 (7) 注意・伝達  
(8) レクリエーション (9) その他いろいろな生徒会活動
- 第 40 条 生徒集会はそれぞれの関係各機関から提出された計画を中央委員会で協議して関係のある部門の長が会長の指示を受けて行う。この場合ほかの役員はお互いに協力し合わなければならない。

## 第 8 章 会 計

- 第 41 条 本会の会計は会費及びその収入による。
- 第 42 条 本会の会費は 4 月と 10 月に分納する。
- 第 43 条 本会の会計年度は 4 月より 9 月、10 月より 3 月までとする。
- 第 44 条 会計の監査は、中央委員より選出した監査委員が行い、9 月と 3 月の総会に報告し、承認を得なければならない。

## 第 9 章 選 挙

- 第 45 条 選挙に関する一切の事務は選挙管理委員会が行う。
- 第 46 条 選挙管理委員の任期は 2 期制（1 学期 4 ～ 9 月、2 学期 10 月～ 3 月）とする。
- 第 47 条 選挙責任者は候補者・応援者 2 名を選挙管理委員長に届けなければならない。
- 第 48 条 その他細かいことについては選挙管理委員会において決める。

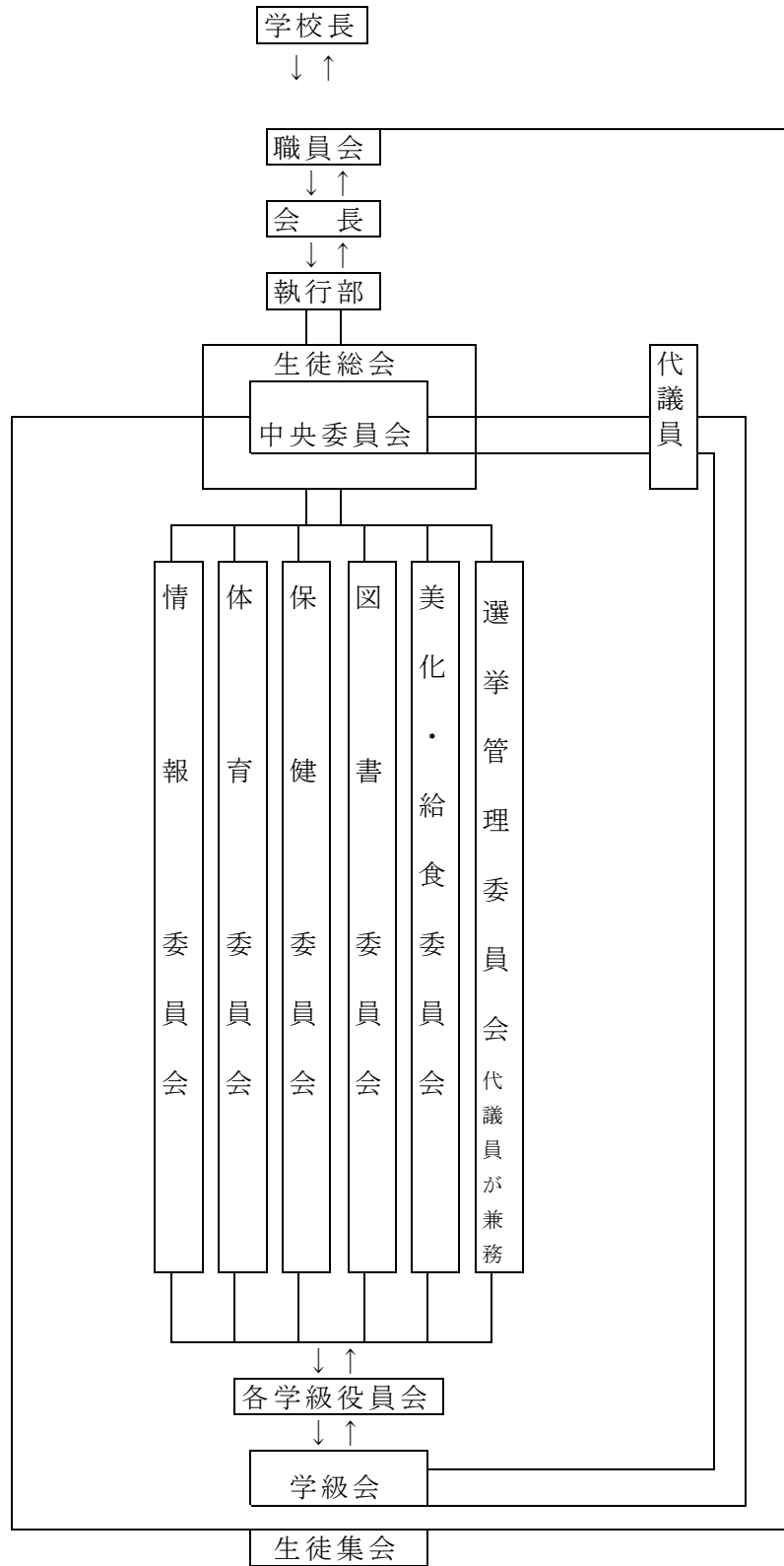
## 第 10 章 そ の 他

- 第 49 条 この会則の改正には、中央委員の 3 分の 2 以上の同意および生徒総会での過半数の賛成が必要である。
- 第 50 条 この会則は昭和 41 年 10 月 1 日から実施する。
- 第 51 条 この会則を行うのに必要な細則・規則を作ったり、改めたり、廃止する時はそれぞれの委員会が行い、中央委員会の承認が必要である。

|    |           |           |
|----|-----------|-----------|
| 改正 | 昭和 59 年改正 | 平成 16 年改正 |
|    | 昭和 61 年改正 | 平成 17 年改正 |
|    | 平成 2 年改正  | 令和 2 年改正  |
|    | 平成 7 年改正  | 令和 6 年改正  |
|    | 平成 13 年改正 |           |



《 川西中学校生徒会の仕組み 》



# 福井市川西中学校の生活のきまり



福井市川西中学校

福井市川西中学校の教育目標「確かな学力と豊かな心、健やかな心身を持った生徒を育てる」を実現するために学校生活で大切なことを示します。

| 項 目 | き ま り お よ び 判 断 の 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所持品 | <p>(1) 通学・外出の時は原則としてプライベートカードを所持する。</p> <p>(2) かばんは、学校指定のスリーウェイバックとする。体操服等を入れるためには、本校指定のサブバックを使用する。</p> <p>(3) 学習に不必要な物品(携帯電話・スマートフォン・音楽プレーヤー・化粧品・遊び道具・不要な金銭・危険物・飲食物等)は、学校へ持ち込まない。</p> <p>(4) 生徒同士の金銭の貸し借りはしない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 制 服 | <p>正しく着こなすこと。シャツ出しやズボンを腰まで下げて履くようなことはしない。</p> <p><b>着用期間</b>    &lt;冬服&gt;        4月1日 ～ 5月31日、2学期<br/>                  &lt;夏服&gt;        6月1日 ～ 1学期末</p> <p><b>衣替え移行期間</b>を設ける。左胸ポケット所定のところに、白色または黒色の糸でネームを縫いつける。</p> <p>〔冬期〕○学生服を着る場合は、本校指定の標準学生服を使用する。<br/>          ○セーラー服を着る場合は、紺色のセーラー服(胸当ての有るもの、襟・袖に白線2本入れたもの)を使用する。<br/>          ○ネクタイは本校指定のものとする。<br/>          ○下は、紺色のひだスカート(ひだ数22～24)、または学生用スラックスとする。</p> <p>〔夏期〕○上着は白カッターシャツもしくは、白セーラー服とする。ズボンは冬期と同じでもよい。<br/>          ○ベルトは、黒・茶・紺系の単色で、模様や特殊な装飾のないものとする。<br/>          ○スカートは冬期と同じでもよい。</p> <p>※夏冬ともセーラー服の背丈の基準は、両手を水平に上げて肌着が見えないような程度にする。</p> <p>※夏冬ともスカートは、ひざを覆うものであり、極端に長すぎたり短すぎたりしない。</p> <p>その他    ○制服の下に着用するものは華美でないものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【学生服の場合】<br/>白カッターシャツ・トレーシャツ・Tシャツ[色は透けない色にする(例 白、ベージュ、グレーなど)]・セーター・トレーナー</p> <p>【セーラー服の場合】<br/>白ブラウス    ・トレーシャツ・Tシャツ[色は透けない色にする(例 白、ベージュ、グレーなど)]・セーター・トレーナー</p> </div> <p>○暑さ対策のため、夏休み中から学校祭終了まで体操服登校を認める。その際、熱中症予防のため登下校時のみシャツを出してもよい。</p> |

| 項 目                  | 規 定 お よ び 判 断 の 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カッターシャツ              | ○綿100%のシャツは着ない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| Tシャツ                 | ○色は透けない色にする(例 白、ベージュ、グレーなど)とし、胸のマークはワンポイント程度(名札4枚程度)までの大きさとする。<br>(セーラー服着用の場合、冬期に限り黒色も可とする。)<br>○ハイネック型は使用しない。<br>○学生服の場合は、カッターシャツの下に着用する。<br>○セーラー服の場合は、セーラー服の下に着用する。<br>※部活動時におけるTシャツの着用についても、原則この規定に準じる。                                                                                                                           |
| セーター<br>ベスト<br>トレーナー | ○色は、黒・白・茶・紺・灰系統の単色で、華美でないものとする。<br>○ハイネック型は使用しない。<br>○学生服の場合は、制服の下に着用する。(制服を脱いだまま着用は原則しない。)<br>○セーラー服の場合は、セーラー服の下に着用する。                                                                                                                                                                                                               |
| 通学用靴                 | ○革製または合皮製の黒・紺・茶系統の靴、あるいは白・黒・紺を基調(白・黒地に華美でないラインやワンポイントのデザインが入ったもの)としたズックとする。かかとの高さは4cmまでとする。華美・高価なものはさける。(本校指定の外ズックを履いてもよい。)<br>ひもの色は、白または黒(無地)または靴の基調色と同色とする。<br>○ブーツ・ゴム長靴・スノーレニングシューズは、黒・紺・茶系統で、かかとの高さは4cmまでとする。華美・高価なものはさける。<br>(ただし、スノーレニングシューズは、白系統のものを認める。)                                                                      |
| ズック                  | ○内ズック・外ズックともに本校指定のものであること。外ズックのひものは学年ごと指定。スリッパ履きしない。履かないズックは所定の場所に置く。ズックの記名はかかとする。                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ソックス                 | ○ソックスは白、黒、紺、灰色とする。(ハイソックスも認める。)<br>○模様はワンポイント程度とし、レース編みや飾りのついたものは使用しない。長さは、足首とくるぶしを覆うものとする。                                                                                                                                                                                                                                           |
| ストッキング               | ○黒またはベージュとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 雨 具                  | ○自転車通学用の雨具は、本校指定のもの(白またはベージュ)とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 防寒具                  | [コート・ジャンパー・手袋・マフラー等]<br>○華美でないものとする。<br>○制服に合う中学生らしいものを使用し、華美、高価なものは使わない。<br>○白・黒・紺・茶・グレーの無地のものとする<br>○バックプリントのないもので、ひざ丈より短いものとする。(ベンチコートは、自転車通学時は不可。)<br>○部活動でそろえて購入した防寒用のウィンドブレーカーなども可。<br>○フリース地、スウェット地のパーカー、毛糸で編んだものやジーンズ地のものやファー付きのものは不可。(私服に近く、撥水性が無く、登下校用の防寒具としてふさわしくないため。)<br>○マフラー、ネックウォーマー、手袋などは、華美、高価でないものとする。色はコートの色に準ずる。 |

| 項 目                       | 規 定 お よ び 判 断 の 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| マスコット<br>・<br>キーホルダー<br>類 | ○サブバッグとスリーウェイバックに，他の人のものと区別するために，縦・横とも6 cm以内のものをそれぞれ1つ付けてよい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 体育時の<br>服装                | ○学校指定の体操服とする。<br>○体操服の内部に記名する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 頭 髪                       | ○流行をむやみにとり入れない。染髪・パーマ（ヘアアイロン，ストレートパーマ髪質改善を含む）・ウェーブ・整髪料の使用を原則しない。<br>○眉毛をそったり，細くしたりしない。<br>○刈り上げをするときは均一に刈り上げる。部分的に髪を残さない。<br>○原則として，前髪は眉毛までとし，後ろ髪は上着にふれないようする。長い場合三つ編みか，黒・紺・茶系統の髪留めゴムで結ぶか，ピンでとめる。<br>○ピンは，通常のものまたはスリーピンとし，色は黒・紺・茶系統とする。金・銀はしない。<br>○部分編み込みはしない。また，横髪が前に垂れないようにする。                                                                                                  |
| 校内生活                      | ○登校後の無断外出は認めない。やむを得ない場合は担任または学年担当の先生の許可を得ること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 校外生活                      | ○校区外に出るときは，原則として，プライベートカードを所持する。<br>○外出時間（自宅に戻る時刻）<br>・ 4 月 ～ 9 月 午後7時30分まで<br>・ 10月 ～ 3 月 午後6時30分まで<br>※上記の時刻を原則とするが，地区の祭礼時は午後9時までとする。<br>○外出の時は，①同伴者 ②行き先 ③目的 ④帰宅予定時刻を，必ず保護者に告げて出る。<br>○生徒同士での外泊・旅行をしてはならない。サイクリング・キャンプなどは，保護者の許可と責任者（成人）のもとで行ってよい。<br>○映画・興行等の鑑賞は，保護者の許可をとること。<br>○成人向けの遊戯場や繁華街等に入ったりしない。<br>○用もないのに，ショッピングセンター，デパート等の徘徊をしない。<br>○SNS，インターネット等は保護者の許可のもと使用すること。 |
| その他                       | ○登下校については，原則として制服・通学用靴とする。ただし，休日等に部活動のため登下校するときには，体操服を着用してもよい。<br>○原則として，アルバイトをしてはならない。<br>○暑いとき、首に巻く冷却材（電動のものは除く）の使用を認める。ただし使用は登下校および体育の次の1時間のみとする。<br>○無香料の制汗剤の使用を認める。                                                                                                                                                                                                           |

平成17年10月 改訂  
平成18年12月 改訂  
平成26年 3月 改訂  
平成29年12月 改訂  
令和 4年 1月 改訂  
令和 5年 2月 改訂

## 自転車通学規則

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 通学条件 | <p>○学校長が許可する地区の生徒は、次の条件で自転車通学をすることができる。</p> <p>(1) 許可される地域は、<b>校区内全地域</b>とする。</p> <p>(2) 生徒の保護者が自転車通学希望を願い出て、誓約書を提出する。</p> <p>(3) 保護者・生徒ともに、通学用自転車の点検・整備を適時行う。</p> <p>(4) 保護者は、通学時にヘルメット（安全性を示すマークがあるものを推奨）を着用させ、さらに交通規則を守らせる。危険なときには乗らせない。</p> <p>※安全性マークについて（一例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ S G マーク （一般財団法人製品安全協会：日本）</li> <li>・ J C F マーク （日本自転車競技連盟：日本）</li> <li>・ J I S マーク （日本）</li> </ul> <p>(5) 通学路の指定は学校が行い、安全確保は保護者が行う。</p>                                                                                                               |
| 付則条件 | <p>(1) 通学用自転車は、ステッカー（許可証）をつけ必ず決められた場所に置くこと。（場所は指定する。）</p> <p>(2) 交通道德や通学規則を無視した場合は許可を取り消し、自転車通学を禁止する。</p> <p>(3) ドロップハンドル、ミニサイクル、ベルなし、鍵なし、ライトなし、ブレーキ故障などの自転車は許可しない。</p> <p>(4) 通学自転車は荷台付き（リアキャリア）のものとし、荷台の上にリアバッグをつけ、その中に入れるか、ゴムひもでかばんを後ろにくくる。</p> <p>(5) 標準装備された車体に、特別な変形や付属品をつけない。</p> <p>(6) ハンドルグリップがサドル高以下にならぬこと。</p> <p>(7) 車体に余計なステッカーをはったり、落書きなどはしないこと。</p> <p>(8) 降雪時や凍結時など危険な時は自転車通学を禁止する。</p>                                                                                                                                                              |
| 心得   | <p>(1) 二人乗りを禁止する。</p> <p>(2) 他の通行を妨げないよう一列通行を原則とする。並列しない。</p> <p>(3) 手放し運転や傘さし運転を禁止する。</p> <p>(4) 校地より道路に出る時、十字路、T字路では、一旦停止を必ず行い、左右の安全を確かめてから横断する。</p> <p>(5) 曲がる場合は一旦停止を行い、「左小曲がり、右大曲がり」を厳守する。</p> <p>(6) 自転車の大きさが自分の体格にあっていることはもちろん、必ずブレーキ・ペダル・ライトが安全かどうか調べ、車体の整備に心がけること。</p> <p>(7) 正しい姿勢であるようにサドルを固定すること。</p> <p>(8) 自転車の固定は、原則、<b>両足スタンド</b>とする。</p> <p>(9) 日没後自転車に乗るときは、必ずライトをつけること。</p> <p>(10) ヘルメットのあごひもを必ずしめること。</p> <p>(11) 学校前の坂道は、自転車を降りること。</p> <p>(12) 信号無視や、無理な横断は絶対にしないこと。</p> <p>(13) 鍵は必ずかけ、名札をつけること。</p> <p>(14) 学校で定められた許可証のない自転車での通学は禁止とする。</p> |

## 充実した活気ある生活にするために……

### 次のことをみんなで守ろう

#### 〔登下校〕

- 1 安全に登校しよう。
- 2 欠席・遅刻の場合の連絡は、家の人にしてもらおう。
- 3 用事で下校時刻より遅く残るときは、必ず家に連絡しよう。
- 4 登下校中、寄り道や買い食いはやめよう。

#### 〔所持品〕

- 5 置いておいてもよいもの以外は、カバンに入れて登下校しよう。
- 6 不用物(ゲーム類・マンガ・雑誌その他)は、持ってこないようにしよう。
- 7 貴重品は持ってこないようにしよう。事情があり持ってきた場合には、担任や部活の先生に預けよう。テレホンカードは、携帯していてもかまわない。
- 8 水筒を持ってきて、休み時間や放課後お茶を飲むことはかまわない。ただし、ペットボトルのみの使用は控える。

#### 〔タブレットの使用〕

- 9 タブレットを使用した後は、必ずタブレット BOX に戻す。
- 10 授業などとは関係ないことで先生の許可なく使用しない。(サイトの閲覧、動画視聴、アプリのダウンロード・使用、撮影など)
- 11 ルールが守れない場合、クラスルームで管理する。

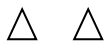
#### 〔教室や体育館の使用〕

- 12 みだりに、誰もいない他のクラスや特別教室には出入りしないでおこう。
- 13 放課後のクラスには出入りしないようにしよう。荷物を持って部活動に参加しよう。
- 14 教室やろうかを、走ったりすることはやめよう。
- 15 昼休みは体育館を開放しています。マナーを守って楽しく使おう。  
(その他の休み時間は、使用しないようにしよう。)
- 16 病気やケガでない人は、保健室にむやみに出入りしないでおこう。

#### 〔下足箱の使用〕

- 17 下足箱は、下図のように使おう。(外ズックは、外ズックの場所に入れよう。  
部活動のシューズは部活動のコーナーに入れよう。)

内ズック (上段)



通学用靴 (下段)



#### 〔保健体操〕

- 18 保健体操では、自分のからだと会話をするつもりで取り組もう。

### 〔職員室〕

- 19 職員室に出入りするときには，礼儀正しい態度を心がけよう。はきはきと元気よく「失礼します(しました)」が言えるようにしよう。
- 20 鍵などを職員室から持ち出すときは，近くの先生にことわって許可を得てから持ち出そう。

### 〔部活動〕

- 21 部活動では，カバンは部ごとに決められた場所に置こう。